



静岡市屋外広告物ガイドライン

① 安全点検編



静岡市景観まちづくり課

はじめに

屋外広告物は、上手に活用すればまちに賑わいと活気をもたらし、生活に必要な情報を提供してくれます。しかし、老朽化等による屋外広告物の落下事故が全国的に多発しており、屋外広告物の安全性の確保が問題となっています。

屋外広告物は雨や風、強い日差し等の厳しい自然環境にさらされており、見かけ上は一見問題ないように見えても、知らず知らずの間に劣化が進行しています。

劣化した屋外広告物をそのまま放置すると、落下や倒壊につながり、時には人命を危険にさらし取り返しのつかない事故を招く恐れがあります。もし、皆様が所有・管理している屋外広告物が落下や倒壊し、第三者に被害を及ぼした場合、長年築き上げてきた企業や店舗の信頼を一瞬で失うことになりかねません。また、多額の賠償金や風評により、事業継続が脅かされる事態に陥る可能性もあります。

近年の屋外広告物をとりまく状況を踏まえ、静岡市では平成31年3月に屋外広告物条例の一部を改正し、屋外広告物の安全点検の見直しを行い、安全管理を強化しました。

この「静岡市屋外広告物安全点検ガイドライン」は、屋外広告物の点検の実効性を高めるため、安全点検における点検箇所や点検項目等を取りまとめたものです。

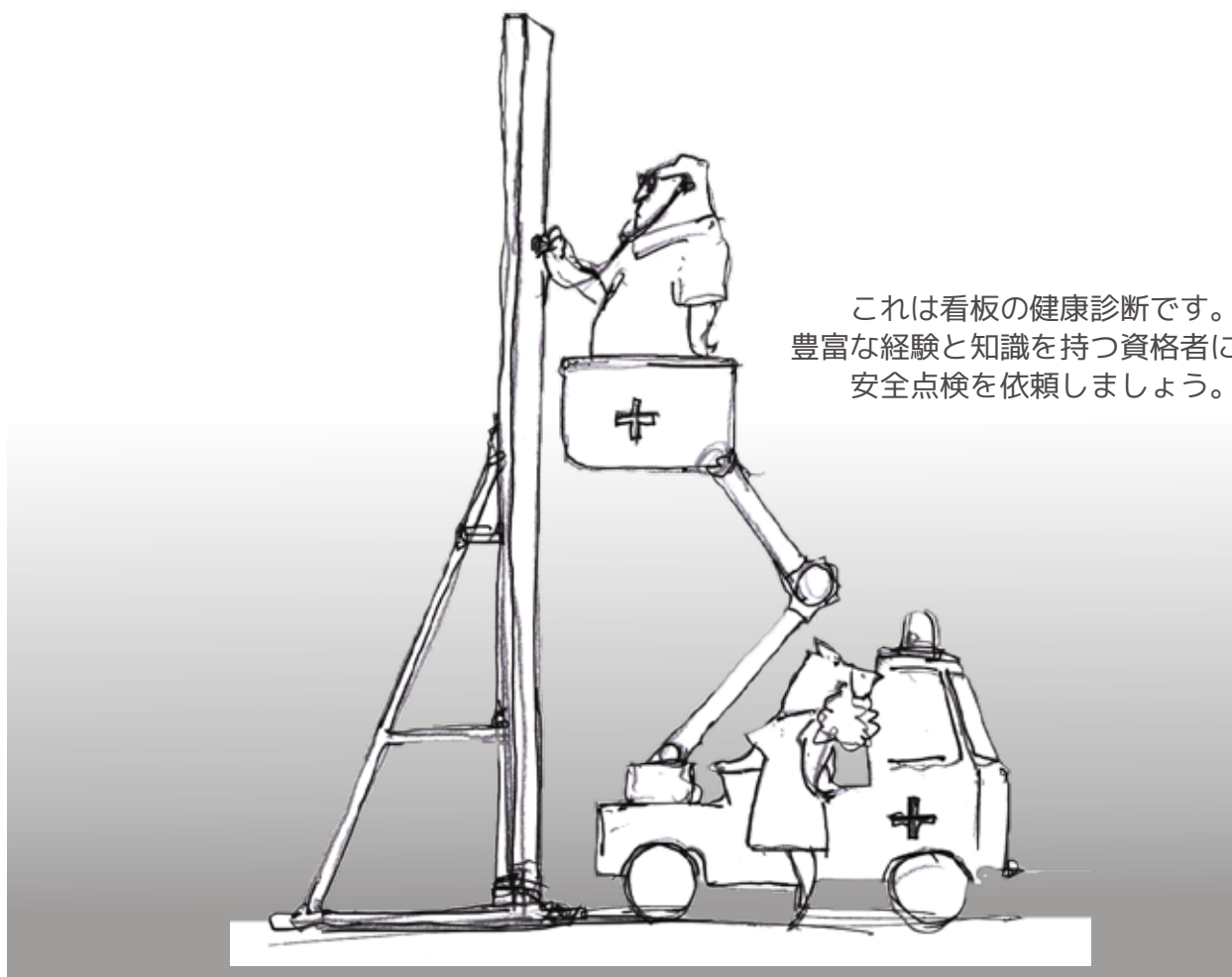
本書を参考に、屋外広告物のオーナーや看板業者の皆様には適切な管理に努めていただきますようお願いいたします。

静岡市

1 章 屋外広告物の安全点検制度	
○屋外広告物の安全点検の目的	2
○用語の定義	3
○屋外広告物の安全点検義務	5
○対象となる屋外広告物	6
○安全確認の必要性と社会的責任	7
○点検に関係する者たちの立場と役割	8
○安全点検の方法、時期、実施者 記録と保管	10
○安全対策の実施	12
○除却	12
○看板の一生	13
○点検項目	14
2 章 安全点検のポイント	
●点検作業の流れ	18
①事前準備	18
②点検作業	19
③安全点検記録の作成	19
●点検時における留意点	20
●詳細な点検が必要な場合	22
●違反広告物と安全点検の関係	23
3 章 点検報告事例	
●突出看板	24
●野立看板	34
●壁面看板	44
●屋上看板	54
参考資料	
申請添付書類について	64
静岡市の規制地域の確認方法	66
工作物確認証明書	67
是正指導のフロー	68
安全点検報告書記入について(規制様式第4号)	70
安全点検記(案)	74
屋外広告物点検基準(案)	78
点検・保守契約書	82

○屋外広告物の安全点検の目的

屋外広告物の安全点検とは
看板の落下や倒壊等の事故を未然に防止することを目的に
定期的実施するもので、
広告物の損傷、変形、及び腐食等の
不良部分を発見することにより、
危険を回避する事を目的として
所有者等に義務付けています。



○用語の定義

(委託者)

広告物を所有する者又は広告物の掲出についての許可を申請した者又は所有者から管理を委託された者で、点検を委託する者

(受託者)

広告物の状態を点検し、報告するために必要な技能と知識を有する資格者又は資格者を雇用する事業主で、委託者から委託を受けて点検を行う者

(点検作業)

受託者は点検作業者に作業を行わせるものとする。点検作業は業務の遂行に関し必要な技能と知識を有するものでなければならない

(保守)

広告物の清掃、塗装若しくは、消耗品又は工事を伴わない不良部材の取替えをすること。

(補修)

点検の際に発見した、劣化や消耗等した箇所を実用上支障のない程度まで回復させること。

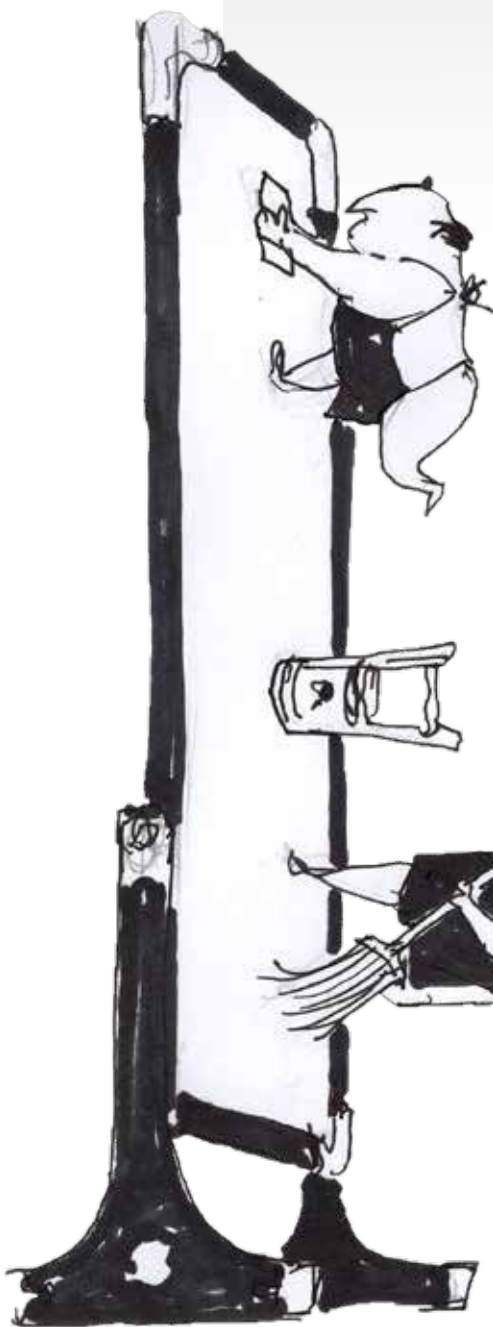
(修理)

屋外広告物を安全に機能させるために行う、工事を伴う措置のこと。

(除却)

屋外広告物を撤去処分すること。

*上記の他、屋外広告物点検基準(案)に準ずる。



除却

撤去

改善

保守

修理

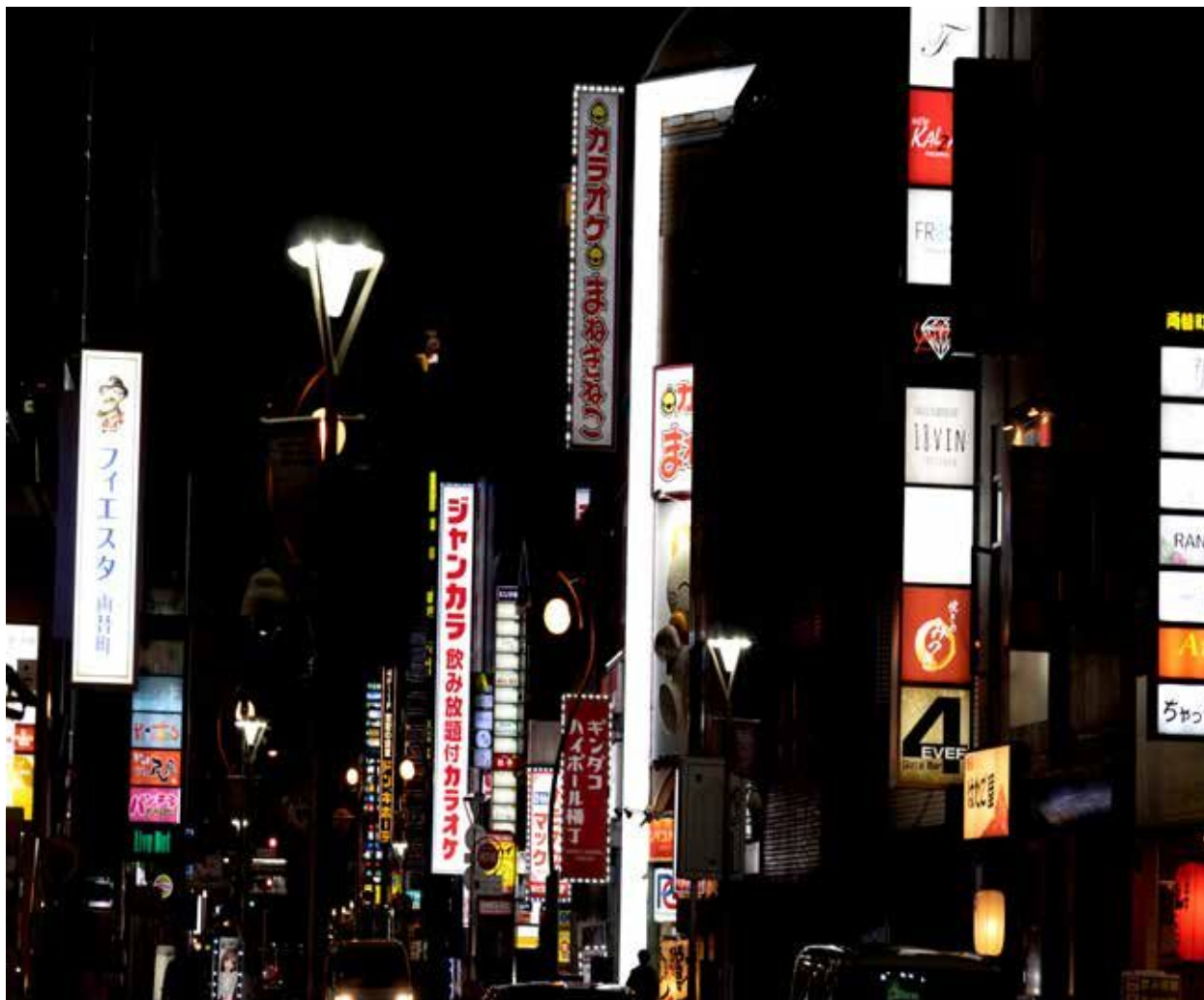
補修

改修

補強

点検

1章 屋外広告物の安全点検制度



○屋外広告物の安全点検義務

看板は「きんかんばん金看板」と言うように
掲示者の顔です。
大切に管理しましょう。



広告物を表示・設置・管理する者は、広告物が汚れたり壊れたりしないように常に注意し、汚れや損壊が生じた場合はすぐに保守や修理を行い、広告物を良好な状態に保持しなければなりません。そのため、定期的な安全点検を行い、広告物を適切に管理することが重要です。そして除却まで責任を持つ事です。

静岡市屋外広告物条例（以下、「条例」といいます。）第17条では、屋外広告物を良好な状態に保持しなければならないとしています。この「良好な状態に保持」とは、屋外広告物が著しい破損や老朽化、倒壊または落下を未然に防ぐように保守や点検、補修、除却など必要な管理を行うことを言います。許可の有無にかかわらず、義務となります

「静岡市屋外広告物安全点検ガイドライン」は、屋外広告物の安全点検の実効性を高めるとともに、屋外広告物の許可事務の適切な運用を図るため、点検箇所や点検項目等、安全点検に関する考え方をまとめたものです。

静岡市屋外広告物条例（抜粋）

（広告物等の設置者等の責務）

第2条 広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、この条例の趣旨を尊重し、その表示し、又は設置する広告物又は掲出物件が、その形状、材質、意匠、色彩等に関して周辺の景観と調和し、良好な景観の形成に資するものとなるよう努めるとともに、その表示し、又は設置する広告物又は掲出物件を適切に表示し、又は設置し、及び管理するよう努めるものとする。

（管理義務）

第17条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

（報告及び検査）

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物及び掲出物件の存する土地又は建物に立ち入り、広告物又は掲出物件を検査させることができる。

注 意

「静岡市屋外広告物安全点検ガイドライン」は静岡市内の地域に表示又は設置される屋外広告物について適用するものです。

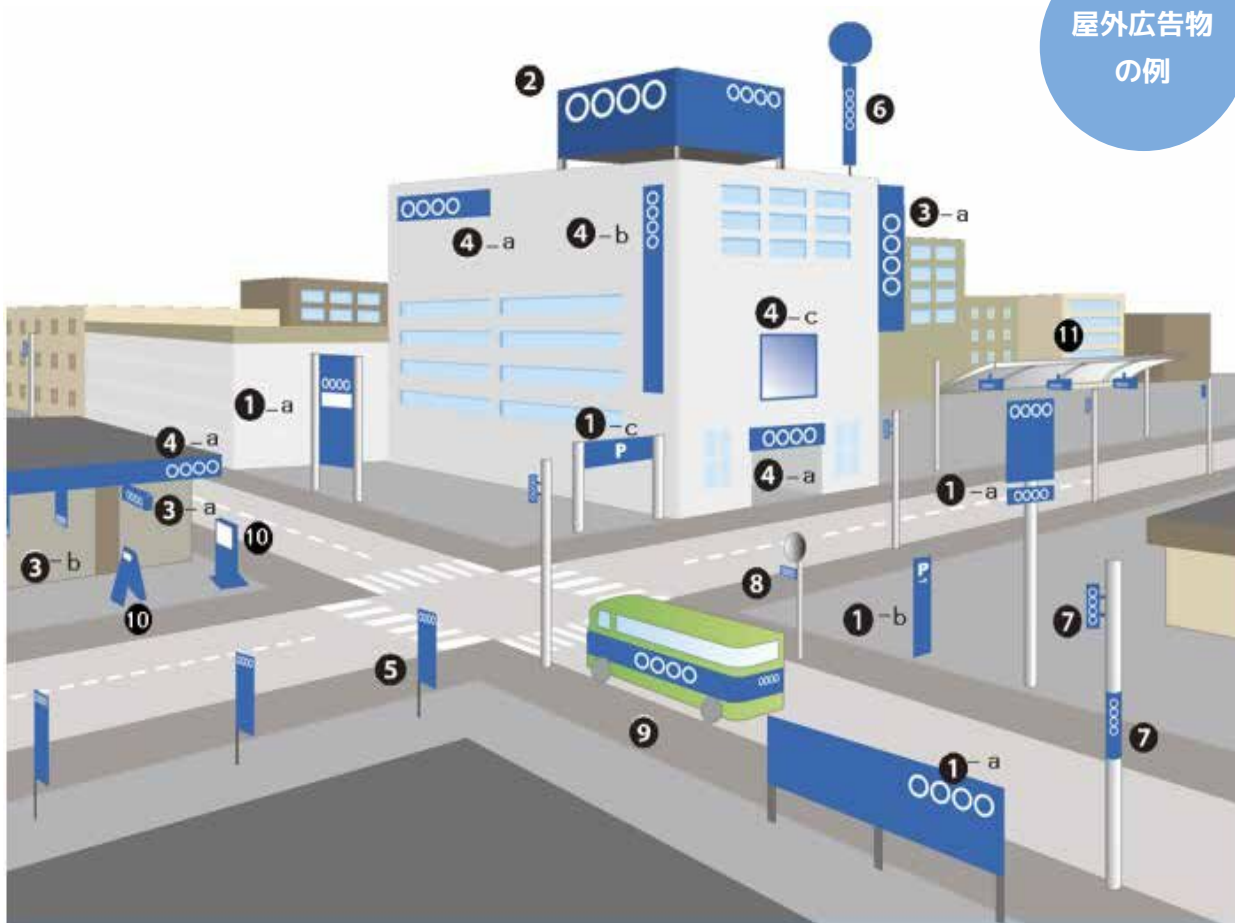
静岡市以外の地域においては所管の市町における屋外広告物条例が適用されますので、静岡市外に設置する屋外広告物の安全点検については、所管行政庁にお問い合わせください。

1章 屋外広告物の安全点検制度

○対象となる屋外広告物

すべての
屋外広告物が
安全点検の対象です。

屋外広告物の例



- a 野立広告 ●-b 野立広告(駐車場案内サイン) ●-c 野立広告(ゲートサイン)
- 屋上広告 ●-a 突出広告(柱看板) ●-b 突出広告(旗)
- a 壁面利用広告 ●-b 壁面利用広告(電線塔) ●-c 電光掲示板
- 広告旗(のぼり) ● アドバルーン ● 電柱利用広告 ● 防火栓利用広告
- 乗合自動車広告(ラッピングバス) ● 看板旗 ① アーケード吊下げ広告

静岡市屋外広告物安全点検ガイドラインでは
特に、野立広告・壁面広告・突出広告・屋上広告
についてガイドラインを策定しました。

これら以外の屋外広告物もガイドラインに準じて安全点検をしてください。

○安全確認の必要性と社会的責任

看板は屋外に設置されている以上、安全でなければなりません。

風雨や直射日光など厳しい環境のもとに晒られる屋外広告物は、設置した直後から劣化が始まると言っても過言ではありません。

定期的な点検と、劣化の進行を防ぐ保守は、管理義務を負う者の責務です。

もし、落下物が歩行者を直撃すれば、人の命を奪う可能性があり、事故の加害者となりかねません。刑事責任は免れず、積み上げた信用やブランドを失うばかりか、巨額な賠償金が必要になる可能性があります。

看板は風と浸水と外部環境による影響が大きい

風の影響

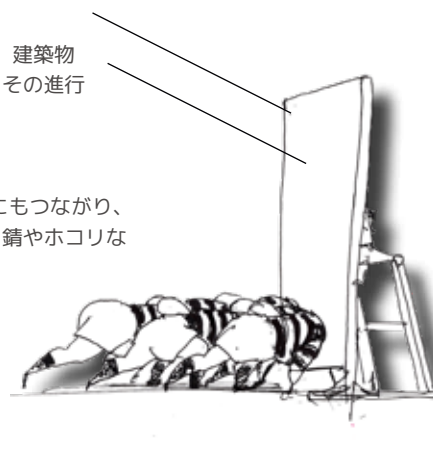
広告物は広い表示面を持ち、人から見えるように高い場所や壁から突き出して設置されます。つまり風圧力をまともに受けるような形状や場所につくられ、風は最大の脅威となります。

厳しい外部環境

屋外広告物が設置される場所は、風雨や寒暖差、直射日光に毎日のように晒されます。建築物の内部空間のように外壁や断熱材で守られていません。当然その分だけ劣化しやすく、その進行も速いといえます。

雨水による影響

看板には雨水が入り込めます。浸入した水は鋼材を腐食させるほか、電装品の故障にもつながり、場合によっては広告面の苔の原因にもなります。特に水はけの悪い底部などに溜まり、錆やホコリなどと混ざると乾燥が妨げられ、錆の進行を速めます。



屋外広告物の安全性担保について

条例第11条により、静岡市屋外広告物条例施行規則（以下「規則」という）

規則で定める基準に適合したものとされ、

規則別表第2第1項共通基準、第5項により、

「構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること」、と規定されています。

上記証明には下記による方法が想定されます。

- ・ 建築基準法第20条（構造耐力）等によるもの
- ・ 電柱、道路標識等の構造計算によるもの
- ・ 実物実験によるもの

これによる他、施工前に安全確認できる方法（模型）でも可能です。

経験値や勘、他の制作例等の構造の真似では安全は担保できません。



1章 屋外広告物の安全点検制度

○点検に関係する者たちの立場と役割

点検に関わる者たちには、管理義務と責任が生じるものです。役割を認識し、業務を行って下さい。

点検に関わる関係者

	広告物占有者	
	役割	適切に管理する
	主な対象者 広告物を掲載する企業 広告物を掲出する代理店	
責任	掲示責任 管理責任	罰則 行政罰

○占有者とは…その広告物に記載される企業、テナントなどの広告を掲出する者、または斡旋している代理店など。

広告物占有者は掲示責任があり、条例に違反した屋外広告物に宣伝や案内などを掲示することはできません、また掲示している屋外広告物が、安全である事を所有者と連携して管理する義務があります。

	広告物所有者	
	役割	適切に管理する
	主な対象者 広告物、掲出物件を所有する地主や広告業者	
責任	管理責任	罰則 行政罰

○所有者とは…当該広告物又は掲出物件そのものに所有権を有する者です。

広告物所有者は広告物に関して全ての責任を負う立場であり、法や条例を守って設置した広告物に対し適切に維持管理を行う義務があります。管理業務や点検・保守作業を専門家へ委託する場合がありますが、所有者でも必要な要件（各地方自治体の条例による）を満たしていれば自身で実施しても構いません。

	点検受託者	
	役割	適切に診断する
	主な対象者 広告物を管理する広告業者	
責任	点検責任	罰則 行政罰

○点検受託者とは…所有者の委託により広告物の管理をする者です。

主に所有者等より点検業務を受託し、点検・資料の作成・診断結果報告を行います。専門的な技術や資格を有し、点検の結果により適切な判定をする立場に有り、その診断結果を所有者に報告し修理等が必要な場合は、それを促さねばなりません。

	点検作業員	
	役割	適切に点検・報告する
	主な対象者 屋外広告士等の資格を有する者	
責任	報告責任	罰則 行政罰

○点検作業員とは…点検受託者からの委託で依頼者に点検結果の報告、診断結果報告を行う者です。

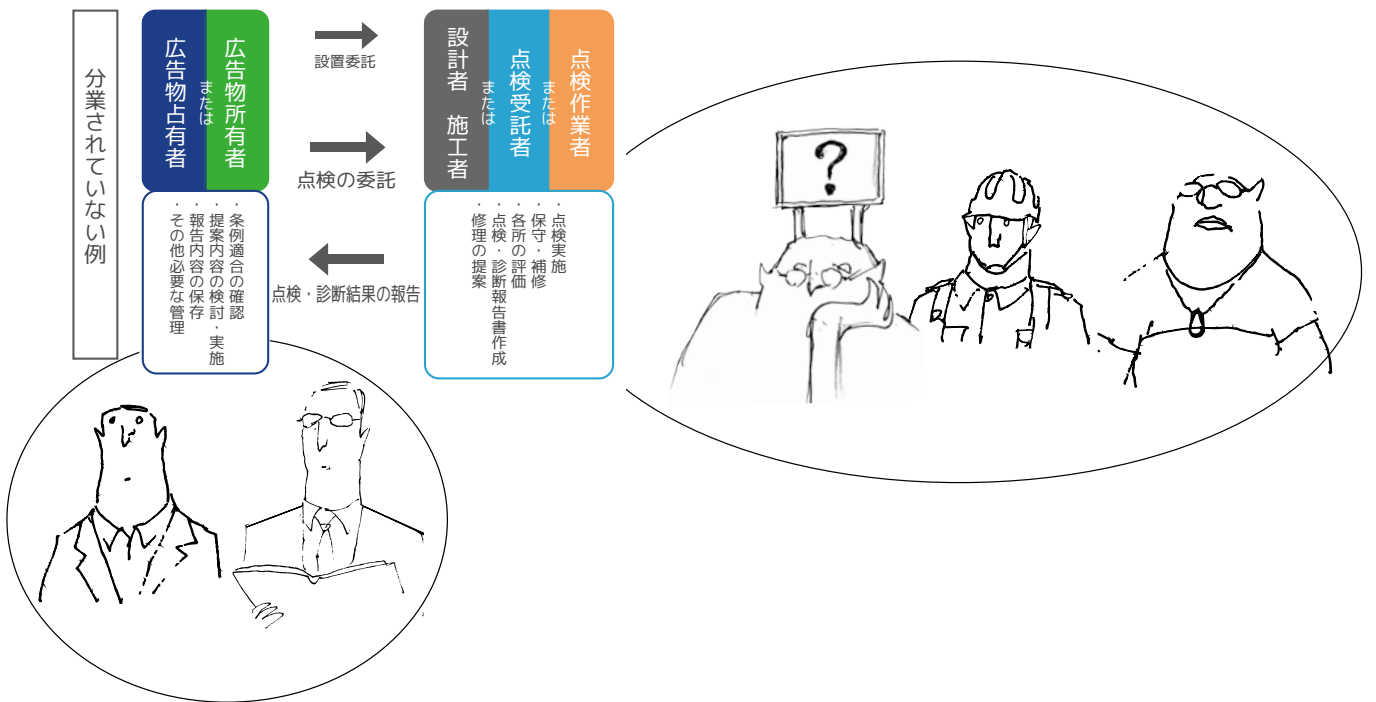
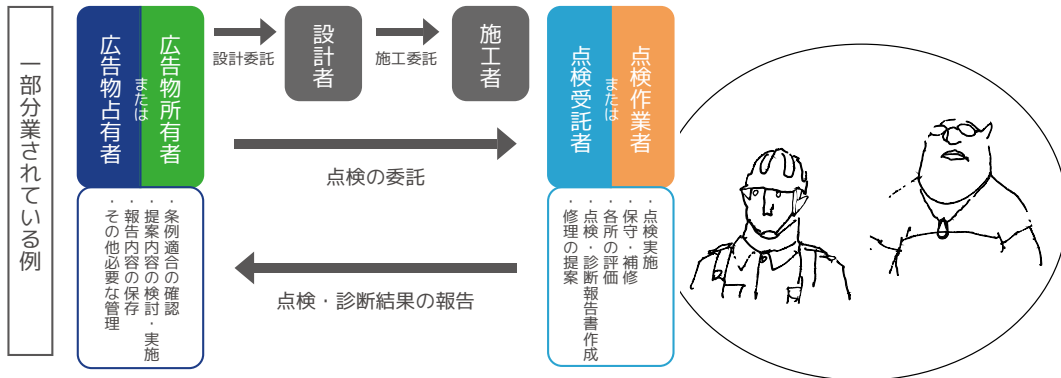
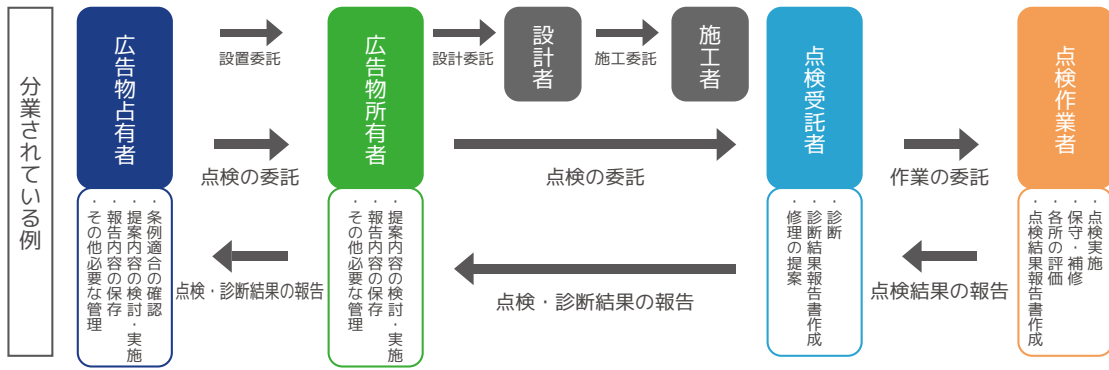
点検作業員は点検受託者の指示の下に現場で作業を行う者であり、広告物の状態を確認して適切な点検・報告をする立場です。また、点検作業員は広告物に異常を発見した場合、作業員判断で保守を行わなければならない時もあるが、所有者や点検委託者との事前の取り決めによることとなります。点検作業員は豊富な経験と知識を持つ物でなければなりません。

その他の関係者

	設計者	
	責任	瑕疵担保責任
		罰則 行政罰

	製作施工者	
	責任	瑕疵担保責任
		罰則 行政罰

点検における役割分担の例



1章 屋外広告物の安全点検制度

○安全点検の方法

目視点検

屋外広告物の各部におけるキズ、汚れ、変形、さび等の状態について、目視により点検します。

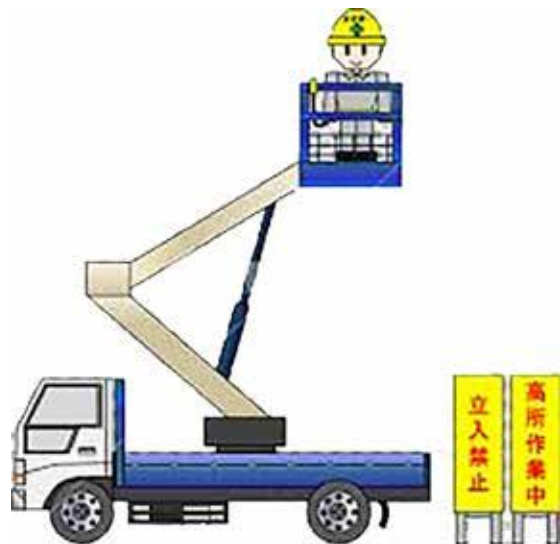
医師が顔色や面談を通じて健康状態を推測する事に近いもので屋外広告物の危険性を外観から診察するものです。

標準点検

概ね **60センチメートル**以内に近づき、目視、触診、打診及び検査により屋外広告物等の外部及び内部等について点検します。

また、外観のみならず隠蔽部分である広告物内部の確認も含まれます。

医師が患部を触診したり補聴器でもう一步踏み込んだ診察をする事に近いもので屋外広告物の危険性を診断するものです。標準点検により見つけたキズは補修し大きな欠陥は工事を行います。



詳細点検

専門点検技能者により測定器具を用い、広告物を構成する部材について、詳細な計測や検査を伴った点検をします。

○安全点検の時期

屋外広告物の所有者等は、日常の保守その他必要な管理に加え、定期的に安全点検を実施する必要があります。下記の表を参考に安全点検を実施してください。

許可を得ていない屋外広告物は、点検結果を添付し、申請を行ってください。

点検時期	日常	定期点検			事故、 (暴風 豪雨 地震) 発生時
		2年	4年	4年～は 2年毎に	
点検方法	目視点検	目視点検 ※ 2	目視点検 ※ 2	標準点検	目視・標準・ 詳細

※ 1 「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、地震その他の異常な自然現象で、屋外広告物の安全性に影響を与えるおそれがあるものをいいます。

※ 2 目視点検の結果、異常が認められた場合は、より詳細な点検・調査を実施し、補修等必要な処置を講じてください。

○安全点検の実施者

点検をする者は、豊富な経験と知識を持つ者でなければなりません。
静岡市屋外広告物条例では、点検を所有者等に義務付けています。

堅牢な広告物の場合は、規則第 13 条による資格者でなければなりません。

〔堅牢な広告物の点検資格（規則 13 条）〕

- 屋外広告士
- 広告美術科に係る職業訓練指導員免許を所持する者
- 広告美術仕上げ技能士
- 広告美術科に係る職業訓練修了者
- 一級又は二級建築士で自治体が行う屋外広告物講習会の修了者
- 日本屋外広告業団体連合会等が行う屋外広告物点検技能講習の修了者

4 m を超える広告物については上記資格が必須です

○安全点検記録の作成及び保管

安全点検記録は、管理義務を負う者が広告物除却までの期間保管し、定期的な点検により劣化の進行や変化を確認し、維持管理を行ないます。

屋外広告物の安全点検を実施した場合は、その結果を記録し、当該屋外広告物が除却されるまで保管します。また、条例に基づく許可を受けて設置している屋外広告物については、更新手続前 3 ヶ月以内に安全点検を実施し、下記の内容を記した安全点検の結果及び関係書類を添付して、更新の許可を申請しなければなりません。

なお、参考資料編に安全点検の結果を報告するための参考となる様式を掲載しています。

〔安全点検記録の記録内容〕

- 屋外広告物の表示又は設置場所、許可の有無
- 点検年月日
- 点検者の氏名及び資格名称
- 点検箇所、点検項目、異常箇所の有無
- 異常のある場合は補修の内容と補修箇所の写真等

〔安全点検記録に添付する書類〕

- 点検を実施することができる者であることを証する書面の写し（資格証など）
- 屋外広告物の全景を撮影したカラー写真（点検後に撮影したもの）

注 1 異常が認められた場合は異常が改善される前と後の写真を添付すること。

※安全点検結果の参考報告様式→参考資料

点検及び記録作成の結果、屋外広告物の申請がされていなかった場合、点検結果を添付の上、申請を提出してください。



1章 屋外広告物の安全点検制度

○安全対策の実施

安全点検には安全対策が定められています

日常点検

厳しい自然にさらされている屋外広告物は、突然異常が生じる場合があります。条例で定められた専門業者による定期点検も重要ですが、広告物に異常が生じた場合に、所有者や管理者がすぐに気づくことが事故を未然に防ぐことにつながります。そのため、屋外広告物の状態を把握できるよう、日常的に点検することが大切です。

緊急措置

第三者に危害を与えるおそれがある屋外広告物を発見した場合は、早急に次のような危害防止の措置を講じてください。

〔危害防止の措置〕

- 1 立入禁止の処置を行う（カラーコーンを立てる、規制線を張る など）。
- 2 見張りを立てる。
- 3 人通りの多い場所は警察に連絡しておく。
- 4 専門業者に連絡し、修正などの対応を行う。

危険防止措置

屋外広告物の安全点検の結果、異常が認められたときは、次のような危険防止等の措置を講じてください。

■ 経過観察

屋外広告物の劣化等が認められるが、安全性に問題ない場合は、今後注意して状況を確認するなどの経過観察を行います。

■ 計画的改善措置

屋外広告物の劣化等が進行し、改善の必要性が認められるが直ちに公衆に危険を及ぼすおそれのない場合は、次の安全点検の時期までに修理を行うなど計画的に改善を図っていきます。

■ 修理又は除却

屋外広告物の劣化等により、倒壊又は落下等により公衆に危険を及ぼすおそれのある場合は、直ちに修理又は除却等の必要な措置を講じます。

○除 却

屋外広告物の表示者、設置者、管理者、所有者又は占有者は屋外広告物の表示をやめる場合には、屋外広告物を除却しなければなりません。

屋外広告物が管理されないまま放置されると、老朽化が進み、倒壊や落下の恐れが高まり大変危険です。

また、屋外広告物を除却する場合は、表示面を取り除くだけでなく、支柱や骨組等除却する必要があります。

なお、許可を受けて設置した広告物等を除却した場合は、届け出なければなりません。

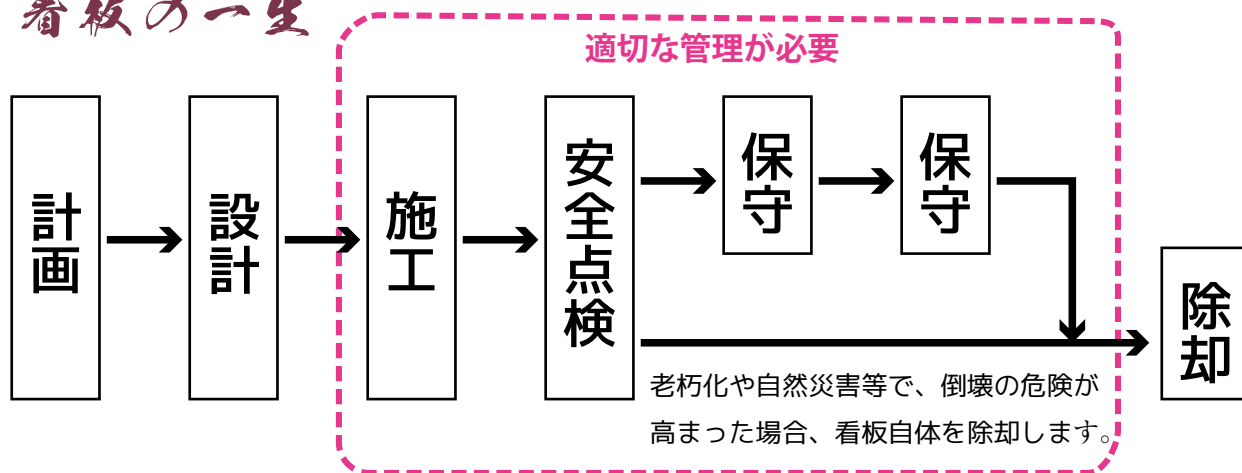
屋外広告物の表示板面が無い物でも安全管理点検は必要です。



○看板の一生

屋外広告物は、風雨や紫外線にさらされて見た目以上に劣化します。
手入れを怠ると、寿命は短くなります。

看板の一生



< 広告物の耐用年 >

屋外広告物点検基準（案）第9条より、広告物等の構造部分の耐用年数の目安は、減価償却資産を参考に金属製であるものについてはおおむね10～20年、それ以外のものについては10年としています。周辺環境や天候条件によって変化しますが、広告物を管理する上での参考にしてください。

10年以上補修など手を付けていない屋外広告物は、耐用年数を考慮すると劣化が進行し、修理が必要なものが数多くあると予想されます。

その為、すぐにも安全点検をする必要があると考えられます。



1章 屋外広告物の安全点検制度

○点検項目

安全点検には主用な点検箇所・点検項目が定められています

■ 看板取付部は、点検の精度が求められます。アンカーボルト等の設置が建築仕上げ材に対応した方法になっているか、強度に耐える下地材に固定できているかなど、判断を間違えると落下事故に繋がります。

■ 各部位の良好・不良な状態を例示します。
不良な状態になる前に、計画的に保守を実施することで、看板の寿命が延びます。

様式第4号(第13条関係) 屋外広告物安全点検報告書

対象物種別	広告物の表示又は設置の場所		
	表示(設置)年月日 [当初表示(設置)年月日]	年月日	年月日
現在受けている許可の年月日及びその番号	年月日	番号	
	年月日	番号	
点検項目等		補修を要する不良箇所	補修の概要
基礎部・上部構造	1 上部構造全体の傾斜及びぐらつき	有・無	年月日
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間及び支柱のぐらつき	有・無	年月日
支柱部	3 鉄骨の錆び発生及び塗装の老朽化	有・無	年月日
	4 取付接続部(取付部・プレート)の腐食、変形及び隙間	有・無	年月日
取付部	2 取付接続部(ボルト・ナット・ビス)のゆるみ及び欠陥	有・無	年月日
	1 アンカーボルト及び取付部プレートの腐食及び変形	有・無	年月日
表示板	2 溶接部、コーキング等の劣化	有・無	年月日
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)及び取付部周辺の腐食	有・無	年月日
照明装置	1 表示板、切り文字等の腐食、破損及び変色並びにビス等の欠陥	有・無	年月日
	2 側板及び表示板裏面の腐食、破損、ねじれ、変形及び欠陥	有・無	年月日
	3 広告板基部の腐食、水漏り穴の詰まり	有・無	年月日
その他	1 照明装置の不点灯及び不発光	有・無	年月日
	2 照明装置の取付部の腐食、変形、さび及び腐食	有・無	年月日
	3 周辺構造物の劣化及び破損	有・無	年月日
その他	1 付着物の腐食及び破損	有・無	年月日
	2 周囲物の腐食及び破損	有・無	年月日
	3 その他点検した事項	有・無	年月日
点検した年月日		年月日	
点検実施者	住所		
	氏名		
備考			

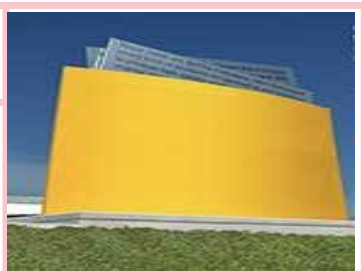
(注) 対象物件が複数の広告物又はこれを構成する物件である場合は、点検実施者の資格等を証する書面又はその写しを添付すること。

基礎部・上部構造

●点検項目

上部構造全体の傾斜、ぐらつき等

●良好



不良箇所無し

●不良



上部構造全体が傾斜した状態

●点検項目

基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき等

●良好



不良箇所無し

●不良



根巻きにクラックが入ると支柱との隙間がある状態

●点検項目

鉄骨の錆発生、塗装の老朽化等

●良好



不良箇所無し

●不良



全体的に腐食し、劣化している状態

○点検項目

支持部

■〈点検項目〉

- ・鉄骨接合部（溶接部及びプレート）の腐食、変形、隙間等

●良好●



不良箇所 無し

●不良●



鉄骨接合部が腐食進行している状態

■〈点検項目〉

- ・鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落等

●良好●



不良箇所 無し

●不良●



ボルトの緩みがある状態

取付部

■〈点検項目〉

- ・アンカーボルト及び取付部プレートの腐食、変形等

●良好●



不良箇所 無し

●不良●



アンカーボルトが腐食している状態

■〈点検項目〉

- ・溶接部の劣化、コーキングの劣化等

●良好●



不良箇所 無し

●不良●



コーキングが劣化した状態

1章 屋外広告物の安全点検制度

○点検項目

取付部

＜点検項目＞

- ・取付対象部（柱、壁、スラブ）及び取付部周辺の異常等

●良好●



不良箇所 無し

●不良●



外壁が破損した状態

広告板

＜点検項目＞

- ・表示面板、切り文字（※）等の腐食、破損、変形、ビスの欠落等
- ※シート、金属板、プラスチック板などを切り抜いて作った文字等。

●良好●



不良箇所 無し

●不良●



表示面板が変形（たわみ）した状態

＜点検項目＞

- ・側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損等

●良好●



不良箇所 無し

●不良●



側板の腐食が進行した状態

＜点検項目＞

- ・広告板底部の腐食、水抜き穴の詰まり等

●良好●



不良箇所 無し

●不良●



広告板底部の腐食、水抜き穴の不良状態

照明装置

〈点検項目〉

- ・照明装置の不点灯、不発光等（※）
- ※電球がつかない状態を不点灯、蛍光灯やネオンがつかない状態を不発光という。

●
●
●
●
●
●
●
●



不良箇所無し

●
●
●
●
●
●
●
●



ランプの一部が不点灯の状態

〈点検項目〉

- ・照明装置の取付部の破損、変形、錆及び漏水

●
●
●
●
●
●
●
●



不良箇所無し

●
●
●
●
●
●
●
●



適切な設置方法がされていない状態

〈点検項目〉

- ・周辺機器（※）の劣化破損等
- ※分電盤、配線、変圧器（トランス）、スイッチ等。

●
●
●
●
●
●
●
●



不良箇所無し

●
●
●
●
●
●
●
●



配線が劣化し、ショートした状態

その他

〈点検項目〉

- ・付属部材（※）の腐食、破損等
- ※装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品
- ・避雷針の腐食・損傷等

●
●
●
●
●
●
●
●



不良箇所無し

●
●
●
●
●
●
●
●



幕材を張る部材が破損した状態

2章 安全点検のポイント

○点検作業の流れ

点検作業の流れは、

①事前準備 ②点検作業 ③安全点検記録の作成

の三つの工程があります。それぞれが重要で、各工程を確実に実施することが、看板の安全に繋がります

①事前準備

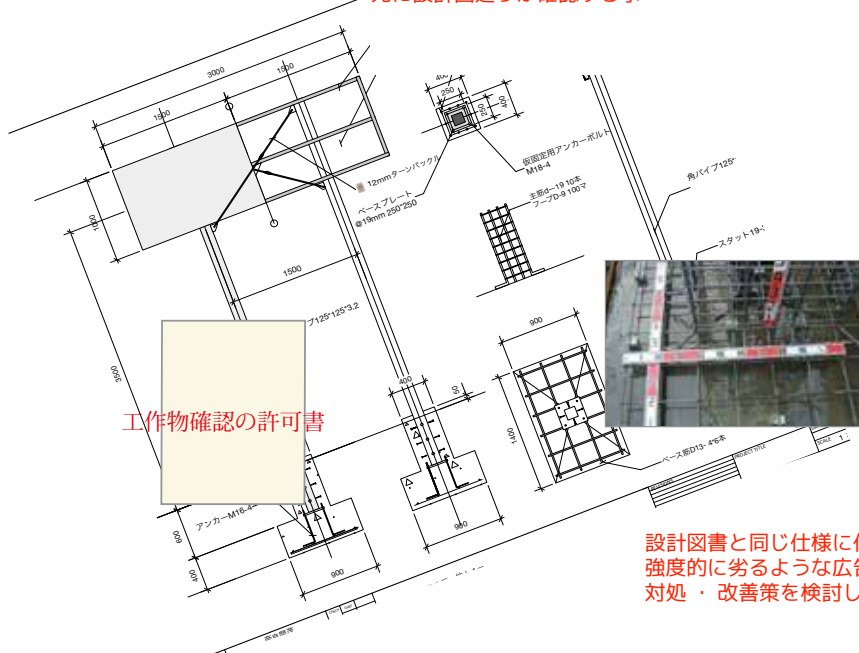
このうち最も重要なものは①の事前準備であり、ここをしっかりと押さえておけば後の作業はスムーズに進みます。ところが、点検対象が他社で作られたもので詳細がまったく分からない場合や、点検だからといって軽くみて準備を十分せずに作業に臨むと、その後の流れが大きく変わったり、再点検が必要となる場合があります。

点検ポイント 8 項目

1. 禁止区域や禁止物件に広告が掲出されていないか。
2. 屋外広告物の許可申請の対象となっているか。許可されているか（申請が必要な場合は申請が必要です）
3. 高さが4mを超えている場合、工作物の確認申請と完了検査を受けているか。。
4. 違法に改造が加えられた形跡はないか。*3
5. 防火地域内の高さ3mを超える看板は不燃材料で覆われているか。*4
6. 看板の路面からの高さ、建物からの突出し長さは規程の範囲か。
7. 看板が道路へはみ出している場合、道路占用届を行っているか。*5

申請図 設計図を必ず入手して、構造と使用材料をよく理解して点検に備えます
工事写真を見て設計通りに施工されているか確認します。

隠蔽されている基礎・看板内部は、施行写真を元に設計図通りか確認する事



設計図書と同じ仕様に作られているかをチェックします。強度的に劣るような広告物が発覚した場合は施工不備と判断して、対処・改善策を検討しなくてはなりません。

- *3 [避雷設備の設置基準の高さには、屋上広告物の高さも含まれるため、広告物が保護角度内に収まっているか確認が必要です]
*4 [防火地域内にある看板、広告塔、装飾塔その他これに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ3mを超えるもの（野立、壁面、突出等）はその主要な部分（表示面を含む）を不燃材で造り、又は覆わなければならない。]
*5 [看板は道路法・道路法施行令により占用物件として定められており、道路にはみ出した看板は道路管理者の許可が必要です]

現地確認のポイント

1. 適切な足場、高所作業車の選定を行ったか。
2. 道路を使用する際は道路使用許可を得て、許可証を現場へ携行する。
3. 足場の組立、高所作業車の運転操作に有資格者が従事する計画か。
4. 高所作業に適した服装や装備を身に付けているか。
5. 落下物を想定し、作業箇所直下の養生や作業帯確保は十分か。

②点検作業

点検作業のポイント

外側からブラケット、広告板内部、取付部が確認できない場合、

ブラケットカバーや広告板底部の腐食、壁面の錆等の汚ダレが目安となります。

こうした状態が見られる場合には、内部や取付金具等外側から見えない場所で腐食が進み、材料の強度が低くなっている可能性があります。

水抜き穴が詰まっている場合、

広告板内部に水が滞り、底部の錆や塗料の剥離が生じる著しい腐食、広告板底部の腐食の進行が懸念されます。

表示面板の伸縮・劣化の場合、

アクリル板等の表示面板の変形（たわみ）が目安となります。小口やビス周りにヒビが入っている場合は、材料が劣化している可能性があります。

照明の不点灯場合、

漏電等にも繋がる為、配線及び電気設備の不具合が懸念されます。ショートした場合周辺の停電を引き起こす場合があります。

点検時における保守作業

点検を実施し異常が認められた場合には、その程度に応じて塗装、補修、交換などの処置が必要となります。

その内容はビスの交換や増し打ち、タッチアップ程度の錆止め、シーリングの打ち換えなど点検と同時にできるものもあれば、後日計画を立てて行うような中規模以上の工事もあります。いずれにしても予測できる点は事前に広告物所有者や点検委託者と決めておき、点検時に行った保守は前後の写真とともに報告することで、後のトラブル回避となります。ただし、錆止め塗装は単に腐食の進行を食い止めるためのもので、強度を還元させることには繋がりません。

③安全点検記録の作成

1章屋外広告物の安全点検制度にも記載があるが、点検を実施した場合は、その結果を記録し保管する必要があります。屋外広告物の許可更新が必要な場合は、所定の様式（様式第4号）を別途作成し、手続きを行ってください。

参考資料にあるような安全点検記録を参考に、点検内容や点検写真、修理の有無を記載した報告書を作って、ファイルしておくことを勧めます。

様式第4号（第1号欄） 屋外広告物安全点検報告書

点検項目	点検内容	点検結果	点検日	点検者	確認事項	
					確認項目	確認内容
点検項目	1. 点検項目	有・無	年 月 日			
	2. 点検項目	有・無	年 月 日			
	3. 点検項目	有・無	年 月 日			
点検項目	1. 点検項目	有・無	年 月 日			
	2. 点検項目	有・無	年 月 日			
	3. 点検項目	有・無	年 月 日			
点検項目	1. 点検項目	有・無	年 月 日			
	2. 点検項目	有・無	年 月 日			
	3. 点検項目	有・無	年 月 日			
実施した年月日				年 月 日		
点検場所						
備考						

屋外広告物設置履歴表（要領）

設置年月日	設置場所	設置内容	設置者	設置面積	設置高さ	設置重量	設置位置	設置状況	設置写真

安全点検報告書（規則様式第4号）

安全点検記録

設置者	総合評価	
会社名	TEL	
住所		
管理者	TEL	
住所		
屋外広告業登録No		
管理者資格No	No.	
更新アイテム	点検種別	
設置場所	設置年月日	点検実施日
評価部位	評価	コメント
①高圧評価		
②アンカーボルト評価		
③ブラケット/カバー評価		
④内部鉄骨評価		
⑤フレーム評価		
⑥フレーム（押入）評価		
⑦表示面板評価		
⑧電材評価		
⑨付属部材評価		

安全点検記録

2章 安全点検のポイント

○点検時における留意点

○金属疲労による破壊

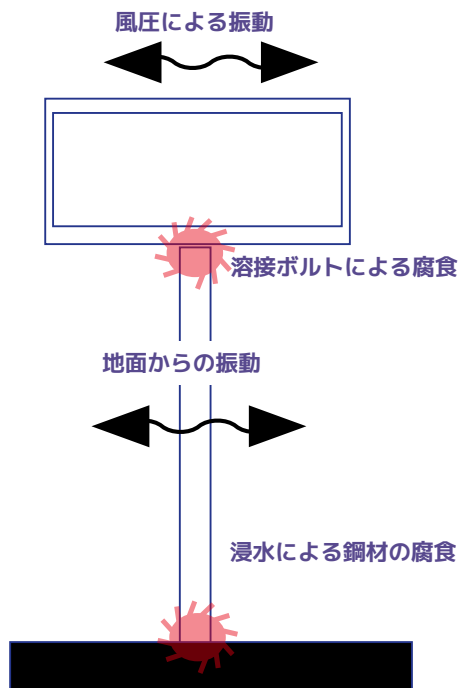
材料が受ける力学的負荷は①長期荷重、②繰り返し荷重、③偶発的荷重の三つに分けられますが、繰り返し荷重のように小さな力が繰り返し加わることで、微細な亀裂が生じ、破壊に至る現象を疲労破壊と呼びます。このような現象は主に金属で見られますが、樹脂、ガラス、セラミックなど多様な材料でも観察され、屋外広告物の落下事故においても疲労破壊が原因と思われるケースが見られます。

屋外広告物は、地面から伝わる振動や風圧によって常に細かく振動している状態となり、その応力が繰り返し構造上弱点に集中し、金属の疲労破壊を引き起こすことがあります。例えば、野立広告物の根元部分や、支柱と表示面との接合部分などに応力が集中し、ボルト部分や溶接部分、主材自体が破断したとみられる事故が報告されています。

錆や腐食といった劣化に加え、振動や風圧による応力の蓄積といった要因が重なり、亀裂や破壊が急激に進行する可能性もあるため、注意が必要です。

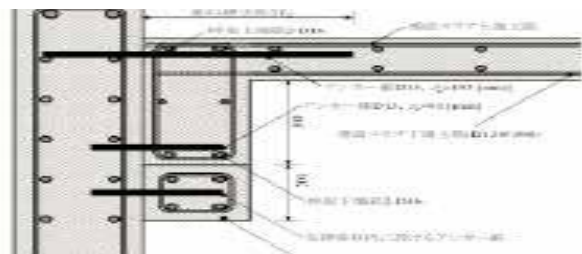
〈材料が受ける力学的負荷による劣化〉

1. 長期荷重（自重、積載）によるひび割れ、たわみの増大等による劣化。
2. 繰り返し荷重（振動、風圧）によるひび割れ、たわみの増大、及び疲労破壊等による劣化
3. 偶発的荷重（地震、突風）によるひび割れ、剥離等による損傷



○壁面広告物の取り付け部分

屋外広告物を外壁などへ設置する場合、広告物を支える強度のアンカーボルトを壁側に用意しなければなりません。新築時にあらかじめ埋め込むアンカーボルトや、溶接・挟み込みの場合は問題ありませんが、建築引渡し後になると、あと施工アンカーという施工法が多く用いられています。どちらも経年による材の劣化は同じですが、コンクリートのあと施工アンカーの場合は、コンクリートのコーン破壊や埋め込み長さの不足、障害物によるアンカーボルトの欠損などが考えられます。しかしながら、点検の際には外観から露出している部分しか確認できず、正確な判定ができないケースもあります。状態が確認できない場合、異常の発見が遅れ事故に繋がる可能性もあるため、施工の際は点検できるような構造にする必要があります。また、建物に設置することで、構造計算の自重を超えないか、外壁材（サイディング、ALC板等）の仕様や強度に支障がないか確認が必要です。

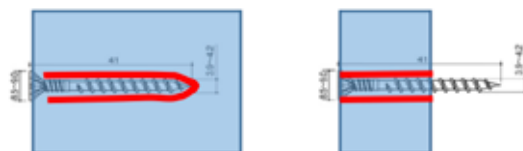


＜樹脂系あと施工アンカーについて＞

令和4年3月から、耐震補強以外の用途でも使用できるようになりました。

条件

- ①鉄筋コンクリート壁面であること
- ②鉄筋位置の確認（鉄筋探査）を行うこと



＜引き抜き耐力について＞

ビスの引き抜き耐力は、母材接触面で算出されるため、貫通する場合は低減する必要があります。

○接着剤

近年では、耐候性に優れた用途別の接着剤が開発され、材料の接合に接着剤を使用する例が増えてきました。

接着剤には、タンパク質系接着剤（にかわ、のり等）、樹脂系接着剤（ゴム）、合成樹脂系接着剤などがあります。

屋外広告物では、一般的に合成樹脂系接着剤が使用され、ビニル樹脂系接着剤、アクリル系接着剤、フェノール系接着剤、ポリエステル系接着剤、エポキシ系接着剤、メラミン樹脂系接着剤などがあります。ポリエステル樹脂系接着剤は、金属やプラスチックに使用し、接着力が強いが、耐熱性に劣ります。また、エポキシ樹脂系接着剤は、金属や石材、ガラスなどに使用し、接着力は強く、耐水性・耐熱性があります。

屋外広告物が、落下による事故の危険性が少しでもある場合には、接着剤のみでの固定は避けるようにしてください。

■屋外広告物が、落下による事故の危険性が少しでもある場合には、接着剤のみでの固定は避けるようにしたい。

○照明設備

■照明器具の取付部や周辺機器の破損、変形、さび等の劣化は、熱や浸入した水、ほこりの付着、小動物の接触等によって配線不良や漏電を引き起こし、照明の不点灯、ひいては漏電による火災や感電等の事故の要因となります。

外観上は綺麗に見えたとしても、内部機器は劣化が進んでいる可能性が高いため、安定器、電源装置、配線の点検も重要です。ただし、電気系統の不具合を検知するには適切な技術知識と資格を要するため、素人がむやみに手を出すことは避けなければなりません。

◆漏電について

漏電とは、絶縁体の絶縁が破れる、外的要因により導体間が電氣的に接続されるなど、目的の電気回路以外に電流が流れることをいい、感電、火災、電力の損失などの原因となります。予防策としては、電気回路の絶縁を行う、その絶縁体の構造としての強度を上げるなどの、より効果的に絶縁されるよう二重、三重に絶縁体を用いる方法と、接地など漏電した際の被害を最小限に抑えるための機構を組み込む方法があります。漏電には次のような原因が考えられる。

- ①不適切な電気工事によるもの
- ②絶縁体（絶縁物）の劣化や破損によるもの
- ③水濡れ
- ④塩害
- ⑤アースの誤った使用
- ⑥昆虫やネズミの侵入・ケーブル破壊など
- ⑦トラッキング現象（ホコリの蓄積）

一般的には、建物内の分電盤や看板側の分電盤に設けられた漏電ブレーカーにより漏れ電流や短絡を検知し、自動的に回路が遮断されるが、微弱な漏れ電流は感知されないことがあります。

◆絶縁抵抗測定

灯具や回路の絶縁の良否を判定するには、絶縁抵抗計（一般にメガーと呼ぶ）を使用します。電圧降下法によって、絶縁物あるいは絶縁部分に電圧を加えて、その時に絶縁部分に流れる微弱な電流を増幅し、指示計器に指示させます。

異常が外観に現れていない場合、測定箇所はまず広告物から最も遠いところから行うのが一般的です。分電盤内の回路で異常値が出た場合は、広告物までの経路を辿って順次測定していけば、不良の起きている箇所を特定することができます。

◆事前の点検ポイント

- ・竣工図面による看板の電気配線の把握
- ・施工区分の把握：幹線と負荷（看板）側の境界はどこか
- ・照明器具の種類や性能、電気容量や電圧の把握
- ・分電盤や安定器の設置場所の情報

点検時のポイント

- ・点灯確認し、不点やちらつきがないか
- ・照明器具や安定器に劣化（損傷、異音、異常な発熱）はないか
- ・照明器具などの製造年月日から寿命が大幅に超えてはいないか
- ・メガーで絶縁抵抗を測る
- ・配線被覆の劣化、焦げ跡はないか
- ・配線自体の断線はないか
- ・照明器具に水が浸入していないか
- ・水が溜まっていないか
- ・ブラケットやアームはしっかりと固定されているか



◆修理対応例

照明設備の不点灯や異常を放置が原因で、火災事故になった事例もあり、屋外広告物の他の点検箇所よりも日常の点検が重要になってきます。発見した場合は放置せず至急対応する必要があります。

（対応例）

- ・照明器具、管球の異常・破損→照明器具の取替（省エネ等配慮し器具の種類の選定等も）
- ・配線の劣化、断線→配線の取替
- ・照明器具の取付アームの取付部分、落下防止ワイヤー等の固定部分にゆるみ等の不具合がある場合は補強を考えた工事

※静岡県では落下防止処置（セイフティーワイヤーの設置等）を義務付けられています

2章 安全点検のポイント

○詳細な点検が必要な場合

標準点検等により現状の把握をした結果、対象物が継続使用可能かどうかなど、数値的基準から判断をする場合には、専門点検技能者による専用の機器を使用した調査が必要になります。ここでは一般的に用いられている機器について紹介します。ここでは一般的に用いられる機器について紹介します。

◆アンカーボルト引き抜き試験機

原則、建物にあと施工アンカーによる固定はできません。既存の広告物でコンクリートに打ち込まれたアンカーボルトの引き抜き耐力を試験するための機器です。予め設定した数値負荷をかけ、アンカーボルトが抜けたりコンクリートが崩壊したりしないか確認することで、安全を確かめます。アンカーボルト周囲に機器が設置できるスペースや、適正なボルト長がなければ試験できません。



アンカーボルト引き抜き試験機

◆超音波厚さ計

鋼材の肉厚を測定するための機器です。野立看板の支柱など、外部からは測定できないような箇所を非破壊で測定することができます。ただし性能により塗膜を除去しなければ測定できないタイプもあります。



超音波厚さ計

◆内視鏡カメラスコープ

看板内部など隠ぺいされた部分の状態を調べるための機器です。板面の隙間や小さく開けた穴から先端カメラを挿入し内部を撮影できます。性能により先端カメラが自在に首を振るタイプやLEDライトが付いているタイプがあります。最近ではスマートフォンに接続して使える簡易機能のタイプも売られています。



内視鏡カメラスコープ

◆赤外線サーモセンサー

測定対象物が放射している赤外線を受けて温度を測定し、画像に色で表示できます。分電盤部の配線不良や圧着不良、故障による発熱を検知することができます。



赤外線サーモセンサー

◆マイクロスコープ

溶接個所のクラックや塗装の劣化状況など目に見えにくい細かな症状を確認できます。



マイクロスコープ

◆塗膜厚測定器

鋼材に腐食防止で塗布した防錆塗料やメッキ厚さを測定できます。塗膜の劣化が進行して薄くなると、空気中の水分により鋼材が錆び始めます。

塗膜測定器

◆破壊検査

測定機器ではないが、調査対象が隠ぺいされているような場合に、破壊して露出させ検査する手法を破壊検査といいます。コンクリート等に埋設されている箇所を確認しなければならない場合、コンクリートを研りアンカーボルトや鋼材の劣化状況を確認します。また、開口部の無い広告物の内部を確認したい場合に、開口を設けることなども考えられます。



破壊検査

○違反広告物と安全点検の関係

広告物が違反広告物で無いかを調べ違反や無申請で許可を受けていないものは、図のように是正を完了して許可申請をしてください。

